

速度取締り指針

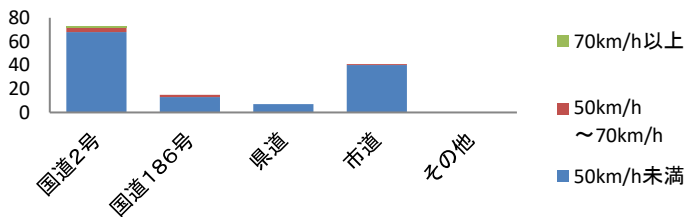
大竹警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号 市道玖波青木線	10:00～12:00 14:00～18:00	小方地区	50km/h

★重点以外の場所、時間帯であっても、交通情勢に応じて取締りを実施することがあります。

大竹警察署管内における交通事故実態

主な路線別・危険認知速度別
人身事故発生状況(過去3年)

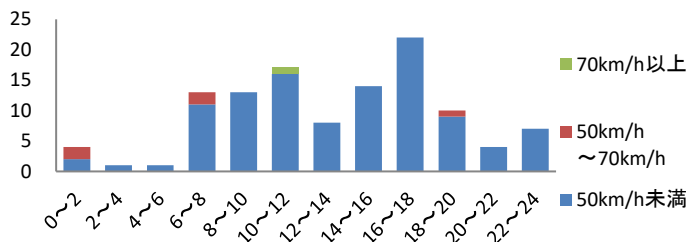


▼主な幹線道路別に過去3年の事故、発生状況を比較すると、国道2号・大竹市道での発生が高い割合を占めています。危険認知速度別でも国道2号が高速での事故が発生しています。

※危険認知速度

運転者が事故の相手方等を認めて危険を感じた時点での速度

国道2号・市道における時間帯別・危険認知速度別人身事故の発生状況(過去3年)



▼過去3年の国道2号・大竹市道における時間帯別人身事故の発生は10～12時、16～18時、次いで14～16時に多く発生しています。

※規制速度超過は、死亡・重傷事故率が高まります。

～令和2年6月末現在～

- 今年に入り、大竹警察署管内では、市道上で自転車の単独事故が1件発生しています。
- 国道2号は、当署管内で人身事故が多発している路線で、追突事故が最も多く発生していることから規制速度を遵守させるため、速度取締りを実施し、交通事故抑止を図ります。

その他の交通指導取締り要点

- 通学路・国道の抜け道等における運転者への安全指導と取締りの強化
- 横断歩行者等に対する歩行者妨害等の指導取締りの強化
- 飲酒運転等悪質運転者の取締りの強化
- 高齢者の安全を確保するための指導取締りの強化
- 自転車利用者に対する指導取締りの強化